

令和5年第1回東広島市議会臨時会

報 告 事 項

令和5年5月

目 次

報 告 第 8 号	専決処分の報告について……………	1
報 告 第 9 号	東広島流通センター株式会社の経営状況につ いて……………	3

報告第8号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
10万5,414円
- 2 専決処分年月日
令和5年4月21日

(報告理由)

令和4年9月28日、市道原志和東線において、この道路の管理上の^{かし}瑕疵により、隣接する市の管理地の樹木が当該道路に張り出していたため、走行中の小型自動車が当該樹木に接触し、当該小型自動車の左側面を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第9号

東広島流通センター株式会社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、東広島流通センター株式会社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年5月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第243条の3

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

